

○財務省告示第七十九号

相続税法施行令(昭和二十五年政令第七十一号)第一条の二第二項第七号の規定に基づき、同号に規定する生命共済に係る契約を指定する等の件(昭和五十六年十月大蔵省告示第二百二十五号)の一部を次のように改正し、平成二十五年六月一日から適用する。

平成二十五年五月三十一日

本文中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

財務大臣 麻生 太郎